

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	------------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	18,425,000円
受取補助金等収入	4,898,344,659円
受取寄付金等収入	269,773,591円
その他の事業費収入	17,521,701円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	5,204,064,951円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

該当なし



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ファンドレイジングアドバイザー業務委託費	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	1,581,230円	業務委託契約書に基づく、月額128,170円+交通費実費
		法的アドバイス	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	396,000円	法律顧問契約書に基づく、月額3,300円
		書類作成/法律相談	令和3年12月1日	165,000円	請求書に基づく
		登壇・講演	令和3年5月26.27日 令和3年10月19日 令和3年11月15日 令和4年2月21日	40,000円	登壇謝礼 諸謝金
		講演	令和4年2月21日	10,000円	登壇謝礼 諸謝金
		登壇	令和3年5月27日 令和3年10月19日 令和3年11月15日	20,000円	登壇謝礼 諸謝金
		講演	令和3年11月11日 令和3年12月11日	21,000円	登壇謝礼 諸謝金
		委員謝金	令和3年4月23日～ 令和4年3月23日	120,000円	事業審査委員謝金
		委員謝金	令和3年4月23日～ 令和4年3月23日	130,000円	事業審査委員謝金
		委員謝金	令和3年6月24日～ 令和4年3月23日	90,000円	事業審査委員謝金

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	
.....	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
該当なし					

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
40人	147,160,975円	



## 5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和3年4月8日			助成金	117,285,636円
令和3年4月9日			助成金	17,025,000円
令和3年4月9日			助成金	22,260,200円
令和3年4月9日			助成金	6,218,500円
令和3年4月9日			助成金	7,888,272円
令和3年4月12日			助成金	9,978,243円
令和3年4月30日			助成金	4,999,945円
令和3年5月10日			助成金	2,149,000円
令和3年5月10日			助成金	2,942,000円
令和3年5月10日			助成金	1,829,000円
令和3年5月10日			助成金	25,000,000円
令和3年5月12日			助成金	20,000,000円
令和3年5月12日			助成金	26,600,000円
令和3年5月14日			助成金	30,000,000円
令和3年5月31日			助成金	11,880,000円
令和3年6月1日			助成金	50,000,000円
令和3年6月3日			助成金	26,700,000円
令和3年6月14日			助成金	20,000,000円
令和3年6月14日			助成金	12,000,000円
令和3年6月14日			助成金	16,260,000円
令和3年6月16日			助成金	4,995,731円
令和3年6月16日			助成金	2,855,523円
令和3年6月16日			助成金	16,000,000円
令和3年6月16日			助成金	39,024,345円
令和3年6月17日			助成金	3,769,600円
令和3年6月23日			助成金	9,599,000円
令和3年6月23日			助成金	30,000,000円
令和3年6月25日			助成金	44,883,261円
令和3年6月30日			助成金	10,000,000円
令和3年7月9日			助成金	10,000,000円
令和3年7月9日			助成金	9,060,000円
令和3年7月14日			助成金	50,000,000円
令和3年7月14日			助成金	11,400,000円
令和3年7月14日			助成金	9,000,000円
令和3年7月19日			助成金	4,284,490円
令和3年7月14日			助成金	24,820,914円
令和3年7月19日			助成金	12,999,851円
令和3年7月20日			助成金	6,860,040円
令和3年7月26日			助成金	26,700,000円
令和3年7月26日			助成金	46,461,396円
令和3年7月29日			助成金	46,900,000円
令和3年7月29日			助成金	21,133,758円
令和3年7月29日			助成金	3,866,242円
令和3年7月29日			助成金	3,000,000円
令和3年7月29日			助成金	26,853,282円
令和3年7月30日			助成金	33,500,000円
令和3年8月2日			助成金	11,995,845円
令和3年8月10日			助成金	39,868,055円
令和3年8月16日			助成金	18,638,648円
令和3年8月16日			助成金	2,782,240円
令和3年8月19日			助成金	70,747,324円

## 5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和3年8月23日			助成金	42,239,616円
令和3年8月23日			助成金	73,618,005円
令和3年8月23日			助成金	32,434,822円
令和3年8月30日			助成金	4,917,591円
令和3年8月30日			助成金	27,999,615円
令和3年9月1日			助成金	55,712,373円
令和3年9月1日			助成金	44,644,122円
令和3年9月3日			助成金	33,000,000円
令和3年9月3日			助成金	5,197,940円
令和3年9月6日			助成金	1,694,722円
令和3年9月7日			助成金	39,857,751円
令和3年9月10日			助成金	9,998,943円
令和3年9月13日			助成金	5,200,000円
令和3年9月10日			助成金	2,618,957円
令和3年9月16日			助成金	17,430,625円
令和3年9月22日			助成金	2,178,561円
令和3年9月24日			助成金	35,849,922円
令和3年10月1日			助成金	42,139,994円
令和3年10月1日			助成金	9,976,684円
令和3年10月7日			助成金	38,130,050円
令和3年10月7日			助成金	74,784,060円
令和3年10月7日			助成金	39,705,600円
令和3年10月7日			助成金	66,818,775円
令和3年10月7日			助成金	56,379,045円
令和3年10月7日			助成金	69,864,326円
令和3年10月7日			助成金	42,065,067円
令和3年10月15日			助成金	29,909,173円
令和3年10月15日			助成金	4,495,264円
令和3年10月18日			助成金	65,052,236円
令和3年10月18日			助成金	38,229,333円
令和3年10月20日			助成金	6,587,600円
令和3年10月19日			助成金	3,038,747円
令和3年10月22日			助成金	55,000,000円
令和3年10月28日			助成金	37,856,260円
令和3年11月1日			助成金	38,938,962円
令和3年11月1日			助成金	34,979,628円
令和3年11月2日			助成金	30,201,177円
令和3年11月2日			助成金	51,998,385円
令和3年11月4日			助成金	27,150,078円
令和3年11月8日			助成金	46,001,615円
令和3年11月8日			助成金	9,998,485円
令和3年11月9日			助成金	82,612,724円
令和3年11月11日			助成金	79,673,240円
令和3年11月16日			助成金	55,000,000円
令和3年11月24日			助成金	4,754,344円
令和3年11月16日			助成金	8,009,443円
令和3年11月16日			助成金	4,101,289円
令和3年11月16日			助成金	22,260,200円
令和3年11月16日			助成金	17,025,000円
令和3年11月16日			助成金	6,218,500円
令和3年11月24日			助成金	8,546,294円
令和3年11月24日			助成金	8,598,200円
令和3年11月29日			助成金	10,000,000円



## 5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和3年11月30日			助成金	45,930,988円
令和3年11月30日			助成金	42,262,257円
令和3年11月30日			助成金	55,000,000円
令和3年12月1日			助成金	7,920,000円
令和3年11月30日			助成金	8,000,000円
令和3年12月1日			助成金	10,840,000円
令和3年12月1日			助成金	6,040,000円
令和3年12月1日			助成金	7,600,000円
令和3年12月1日			助成金	6,000,000円
令和3年12月3日			助成金	8,000,000円
令和3年12月7日			助成金	29,798,823円
令和3年12月13日			助成金	6,400,978円
令和3年12月9日			助成金	66,000,000円
令和3年12月13日			助成金	6,426,735円
令和3年12月14日			助成金	55,000,000円
令和4年1月5日			助成金	10,290,060円
令和4年1月5日			助成金	5,654,400円
令和4年1月14日			助成金	18,568,719円
令和4年2月15日			助成金	43,882,500円
令和4年2月15日			助成金	37,359,144円
令和4年2月17日			助成金	29,999,992円
令和4年2月16日			助成金	53,600,000円
令和4年2月16日			助成金	42,978,471円
令和4年2月17日			助成金	45,801,927円
令和4年2月24日			助成金	19,975,304円
令和4年2月24日			助成金	42,857,142円
令和4年2月24日			助成金	50,000,000円
令和4年3月1日			助成金	68,322,298円
令和4年3月2日			助成金	30,000,000円
令和4年3月7日			助成金	3,000,000円
令和4年3月9日			助成金	30,000,000円
令和4年3月11日			助成金	19,520,686円
令和4年3月18日			助成金	44,610,490円
令和4年3月30日			助成金	37,812,257円
令和4年3月30日			助成金	57,168,659円
令和4年3月30日			助成金	32,801,650円
令和4年3月30日			助成金	36,762,604円
令和4年3月30日			助成金	31,959,948円
令和4年3月30日			助成金	30,479,541円
令和4年3月30日			助成金	62,799,341円
令和4年3月31日			助成金	42,510,326円
令和4年3月31日			助成金	36,246,875円
令和4年3月31日			助成金	2,390,293円
令和4年3月31日			助成金	20,000,000円
合計				4,092,281,092円

6. 海外送金等(金銭の持出を含む)に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
令和3年4月19日	業務委託料 USD 1,600.00-	175,456円
令和3年4月19日	業務委託料 USD 13,000.00-	1,425,580円
令和3年4月20日	業務委託料 USD 2,400.00-	262,080円
令和3年4月20日	業務委託料 USD 25,553.14-	2,790,402円
令和3年4月20日	業務委託料 USD 11,076.40-	1,209,542円
令和3年4月20日	業務委託料 USD 5,059.00-	552,442円
令和3年4月20日	業務委託料 USD 26,147.25-	2,855,279円
令和3年4月22日	業務委託料 USD 1,343.00-	146,454円
令和3年4月23日	業務委託料 USD 2,077.00-	226,268円
令和3年4月23日	セキュリティレポート EUR 800.00-	104,976円
令和3年4月23日	業務委託料 USD 5,750.50-	626,459円
令和3年4月30日	業務委託料 USD 2,626.00-	288,676円
令和3年4月30日	業務委託料 USD 2,626.00-	288,676円
令和3年4月30日	業務委託料 USD 7,000.00-	769,510円
令和3年4月30日	業務委託料 USD 4,413.55-	485,181円
令和3年4月30日	業務委託料 USD 990.00-	108,830円
令和3年5月6日	業務委託料 EUR 6,384.00-	846,326円
令和3年5月20日	セキュリティレポート EUR 800.00-	107,664円
令和3年5月20日	業務委託料 USD 17,431.50-	1,921,822円
令和3年5月20日	業務委託料 USD 12,845.25-	1,416,188円
令和3年5月20日	業務委託料 USD 7,420.00-	818,055円
令和3年6月15日	業務委託料 USD 8,563.50-	951,490円
令和3年6月18日	業務委託料 USD 3,710.00-	413,034円
令和3年6月22日	セキュリティレポート EUR 800.00-	106,240円
令和3年6月25日	業務委託料 USD 3,569.93-	399,796円
令和3年6月25日	業務委託料 USD 2,500.00-	279,975円
令和3年7月20日	業務委託料 USD 2,597.00-	287,150円
令和3年7月20日	セキュリティレポート EUR 800.00-	104,608円
令和3年7月20日	業務委託料 USD 810.00-	89,561円
令和3年7月20日	業務委託料 USD 1,960.00-	216,717円
令和3年7月20日	業務委託料 USD 810.00-	89,561円
令和3年8月12日	セキュリティレポート EUR 800.00-	104,848円
令和3年8月13日	業務委託料 USD 8,293.99-	924,448円
令和3年8月13日	業務委託料 USD 2,250.00-	250,785円
令和3年8月13日	業務委託料 USD 1,230.00-	137,095円
令和3年8月13日	業務委託料 USD 1,960.00-	218,461円

6. 海外送金等(金銭の持出を含む)に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
令和3年8月16日	業務委託料 USD 15,172.80-	1,676,746円
令和3年8月20日	業務委託料 USD 3,339.00-	370,261円
令和3年9月24日	業務委託料 USD 4,081.00-	454,664円
令和3年9月24日	業務委託料 USD 3,953.88-	440,501円
令和3年9月24日	セキュリティレポート EUR 800.00-	104,952円
令和3年10月5日	業務委託料 EUR 4,825.79-	628,414円
令和3年10月15日	セキュリティレポート EUR 800.00-	106,848円
令和3年10月15日	業務委託料 USD 4,452.00-	511,490円
令和3年11月4日	業務委託料 USD 5,930.82-	682,874円
令和3年11月15日	業務委託料 USD 4,452.00-	511,980円
令和3年11月19日	セキュリティレポート EUR 800.00-	105,192円
令和3年12月9日	業務委託料 USD 2,968.00-	340,785円
令和3年12月9日	セキュリティレポート EUR 800.00-	104,432円
令和3年12月27日	業務委託料 USD 4,942.35-	570,446円
令和4年1月7日	業務委託料 EUR 11,756.40-	1,556,312円
令和4年1月14日	業務委託料 EUR 304.50-	40,270円
令和4年1月18日	業務委託料 USD 6,121.50-	707,400円
令和4年1月18日	セキュリティレポート EUR 800.00-	105,832円
令和4年1月27日	業務委託料 USD 4,942.35-	571,533円
令和4年2月10日	業務委託料 USD 7,420.00-	865,246円
令和4年2月10日	セキュリティレポート EUR 800.00-	106,800円
令和4年2月24日	業務委託料 USD 11,700.00-	1,356,615円
令和4年2月24日	業務委託料 USD 3,591.00-	416,376円
令和4年3月17日	セキュリティレポート EUR 800.00-	106,336円
令和4年3月25日	業務委託料 USD 7,420.00-	913,179円
令和4年3月25日	業務委託料 USD 1,576.48-	194,017円
令和4年3月30日	業務委託料 USD 13,402.00-	1,654,878円
合計		37,204,014円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	令和3年4月1日～令和4年3月31日	17人	0人	0%	0人	0%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。



関戸 博高	理事	○								H18. 7. 19 就任
杉本 宏美 (天花寺宏美)	理事	○								H29. 5. 31 就任
堀江 良彰	理事	○								H30. 5. 30 就任
横尾 博	理事	○								H28. 5. 30 就任
石井 宏明	理事	○								R01. 5. 30 就任
エディ 操	理事	○								R03. 5. 31 就任
濱田 敬子	理事	○								R03. 5. 31 就任
堀場 明子	理事	○								R03. 5. 31 就任
田中 英隆	監事	○								R03. 5. 31 就任
田中 皓	監事	○								H25. 5. 31 就任 R03. 5. 31 辞任
品田 和之	監事	○								R01. 5. 30 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井秀哉 殿

代表理事 小美野剛 殿

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士

## 監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21事業年度の収支計算書（収支計算書に対する注記を含み、予算を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項－収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記1に記載されているとおり、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第21事業年度の資金収支の状況を国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

## その他の事項

法人は上記の収支計算書のほかに、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21事業年度について、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠した貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）及び財産目録を作成しており、当監査法人は、当該財務諸表等及び財産目録に対して、2022年5月13日に別途、監査報告書を発行している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した収支計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、収支計算書及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる手続も実施していない。



### 収支計算書に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 収支計算書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 小美野 剛 殿

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

## <財務諸表等監査>

### 監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項－財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### <財産目録に対する意見>

#### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2022年3月31日現在の第21事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

#### 強調事項－財産目録の作成の基礎

注記 1 に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>